

石川県公報

平成30年10月2日

第13144号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1	○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (水産課)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○石川県告示第420号の2の布告 (農業安全課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○石川県告示第420号の3の布告 (同)	4
		教育委員会	
		○日本スカウトジャンボリー開催支援室の廃止	5

告 示

石川県告示第430号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年10月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	野々市訪問看護ステーション	新 野々市市野代2丁目145番地2	平成30年8月20日
			旧 野々市市野代1丁目20 クリエースト102	
"	"	志賀訪問看護ステーション	新 羽咋郡志賀町西山台1丁目1番地	"
			旧 羽咋郡志賀町高浜町かの1番地1	

石川県告示第431号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年10月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所			変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
一般社団法人 石川県 医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2 丁目48番地	野々市訪問看護 ステーション	新	野々市市野代2丁目145番地2	平成30年 8月20日
			旧	野々市市野代1丁目20 クリエース ト102	
"	"	志賀訪問看護ス テーション	新	羽咋郡志賀町西山台1丁目1番地	"
			旧	羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1	

石川県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年10月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 アイケム	白山市宮保町1160番地 4	グループホーム あいけ む	白山市宮保町1160番地 4	平成30年 8月31日

石川県告示第433号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年10月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 アイケム	白山市宮保町1160番地 4	グループホーム あいけ む	白山市宮保町1160番地 4	平成30年 8月31日

石川県告示第434号

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成25年石川県告示第326号。以下「告示第326号」という。）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第326号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成30年10月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の西海第1加入区の項区分の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 総トン数10トン以上の漁船を使用して営む小型まき網漁業 ② 大型定置漁業又は総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業若しくは総トン数5トン以上20トン未満の漁船を使用して小型べにずわいがにかご漁業、かご漁業及び底びき網漁業を併せ営む漁業 ③ 総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、主としてかごを使用して営む漁業 ④ 総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、主として底びき網、刺網又は小型べにずわいがにかごを使用 |
|---|

して営む漁業

- ⑤ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数5トン未満の漁船により行う漁業
⑥ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑤までに掲げる漁業以外の漁業

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成30年10月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス長田町店
小松市長田町口100番 他4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年5月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,708平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 59台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 11.3立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成30年9月19日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市産業未来部商工労働課
- 9 届出等の縦覧期間
平成30年10月2日から平成31年2月2日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成31年2月2日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

石川県告示第420号の2の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成30年10月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第420号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成30年9月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

病名	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発生年月日	転帰	発生地
腐 蛆 病	蜜 蜂	患 畜	9群	平成30年9月20日	法令焼却	かほく市

石川県告示第420号の3の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成30年10月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第420号の3

蜜蜂についての腐蛆病のまん延防止に関する規則（昭和31年石川県規則第21号）第5条第1項の規定により、平成30年9月21日から同年10月11日までの間、蜜蜂等の移動を次のとおり禁止する。ただし、所轄家畜保健衛生所長の指示により証明書とともに移出するものは、この限りでない。

平成30年9月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 蜜蜂についての腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品の名称
蜜蜂の死体並びに採蜜について利用中の蜜蜂の巣箱、継箱、巣枠、巣脾、蜂蜜及び蜜ろう
- 2 禁止する区域
かほく市のうち宇気、横山、下山田、笠島、気屋、指江、七窪、狩鹿野、上山田、上田名、森、多田、谷、鉢伏、余地、および津幡町のうち下矢田、吉倉、興津、御門、七黒、種、小熊、上矢田、大熊、谷内、池ヶ原、

中山、能瀬、平野、菩提寺、領家

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第15号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により設置した日本スカウトジャンボリー開催支援室は、平成30年9月30日限り廃止した。

平成30年10月2日

石 川 県 教 育 委 員 会

